

模擬裁判員裁判判決理由

(裁判官 R1-R3 裁判員 A-J)

氏名

<結論>	有罪	無罪
評 A	R2 R3 B C D F G H I	R1 A E J
評 B	R1 R2 A B C D	R3

<理由>

三枝成之(第1)証人の証言

	a 信用できる	b どちらともいえない	c 信用できない
評 A	R3 H I	R1 R2 A B C D G	E F J
評 B	R1 C D	R2 R3 A B	

その理由

評 A

R1 被告人を巻き込んでいる感がある

R2 一部自己の刑責の軽減を図っていると思われる部分はあるものの基本的に信用できる

R3 詳細で分かりやすい内容で不自然なところがない。稲本証言との一致

A (回答なし)

B 山口の事を借金返済の件で頼もしく思っていたと述べたり山口の全権力をにぎっていたなど、思っていることが様々である

C 自分の刑がまだ確定できていないので、自分にとって有利な証言をする場合がある。しかし、きっかけは被告人だろうと思う。

D 言葉にあいまいな点があり、すべてが事実とは言えない

E 裁判中であり、不利な証言はしないと思う。

F 主たる実行者である。詩的財産の保全の必要性あり、会社経営上の立場。

G パチンコ出店の経緯や山口氏のオウボウさ等にイヤ気を差しているとも思われ、それが心の根底にあり、計画をしたとも考えられる。同時期に、たまたま、被告が、山口氏のグチを言ったことを好都合と思って犯行。

H 恩ある人をその後の事情の変化もあるが、殺人を犯した者がそうそう云いのがれをするとは考え難い

I 殺人者として証人の証言が信用できる

J (回答なし)

評 B

R1 三枝には自己独自の犯行の動機があり基本的に犯行を自認

R2 犯罪性を肯定している共犯者ゆえ、信用性も肯定的にみてよい。ただし、三枝の方が、より積極的な役割を果たしている(動機も)。

R3 1. 具体性乏しい 2. 引っぱり込みの危険 3. 犯行日時決定の不自然さ

A 刑の確定していない人物の言論であると共に、証言の論理性も認められるため

- B 本人の刑が決定していないから
- C 本人の有罪は決まっており、証言については合理性がある
- D 犯罪を認めていること

稲本孝志（第2）証人の証言

	a	信用できる	b	どちらともいえない	c	信用できない
評A	R1	R2	R3	A	B	J
		C	D	E	F	G
						H
						I
評B	R1	R2	R3	A	B	D
						C

その理由

評A

- R1 （回答なし）
- R2 内容は自然で関係者の行動とも一致する
- R3 前同様であるのに加えて、三枝、被告人の主張の違いに利害関係がない。
- A 一番真実性がありそう
- B 1000万というお金の だけで引き受けているので、彼に殺害の理由は認められない
- C 一番関係のない人間だから、嘘をつく必要がない。
- D 利益だけでしかなく、信用できる
- E この裁判の結果に左右されない
- F 第三者的立場で、対価取引。三枝氏の子分的人物。
- G お金の為に犯行を手伝う
- H 山口氏殺人に対しては、三枝氏と同級生ということと、1000 千万(原文ママ)の報酬だけの関係で実行犯として信用出来る。
- I （回答なし）
- J （回答なし）

評B

- R1 実行行為に関する点で共犯者三枝の供述との間にムジユンがなく、不利益供述としての信用性あり。
- R2 犯罪性は肯定している。三枝と被告人のような主従を争う立場にない。
- R3 中立的
- A （回答なし）
- B 嘘をつく理由がない
- C 被告人については無関係であり事実を述べていると考えられる
- D 共犯で、三枝のいいなりのところがある

被告人の主張

- a 信用できる
- b どちらともいえない
- c 信用できない

評 A	R1 G J	R2 R3 A C E F H I
評 B	R2 R3 B	R1 A C D

その理由

評 A

- R1 ややあやしいところが残るが、排斥できない
- R2 行動に照らし、不自然・不合理な供述が目立つ
- R3 行動自体に不可解な点が多い。三枝証言を否定するのみで、反論に具体性がない
- A (回答なし)
- B 逃げている
- C 犯行の時に被告人の行った行動とか、普通に考えた場合、そうはしないよね、と思われる点がある。
- D やっちゃわれないという言葉が、どうかかわからないが、今までの経いから殺意がないとはいいがたい
- E 自分に不利なことは証言しないと思う
- F 鍵の受け渡し行為 ゴルフへの参加 主たる目的が不明
- G この共謀という事件では無罪だと思います。しかしこの被告人がここに至るまでの人生のあり方(疑われるような事をする)に数々の罪を犯してきたと思います。この罪に対してあえて有罪としました。
- H 計画性も知っており、鍵も渡していると言う事実からその意があるものとする。
- I 疑いが残っているが為信用できない
- J (回答なし)

評 B

- R1 説明を否定する部分についての弁明に合理性がない。証拠によって認められる動かしようのない客観的事実と被告人の弁明との間に不自然不合理なところが多く、経験則に照らし、信用しがたい。
- R2 不合理な供述が多い(合鍵の点)。三枝と主従を争う関係にある。
- R3 鍵の点の説明が納得いかない
- A 自らの行動が殺害を助長させているにも関わらず、殺害が嘘の話だと信じていたとの主張は非現実的であるため。
- B 動機がよくわからない部分がある。説明言葉がよく理解できない
- C 一般人の行動とは考えられない行動があり、辻つま合わせのような発言があり、信用できない
- D 立証不足

<総合判断> 有罪が十分に立証できている 合理的疑いが残っている

評 A	R2 R3 B D I	R1 A C E G H J
	(F 回答なし)	
評 B	R1 R2 A B C	R3 D

具体的な内容

評 A

R1 (回答なし)

R2 鍵の交付行為等共謀を基礎付ける外形的事実があり有罪の立証は十分。ただし現行の裁判では動機・行動等についてさらに詳細な立証・反証がなされるであろう。

R3 (回答なし)

A (回答なし)

B 鍵を渡す等の行為は事件が起こりうる状況を手伝っている

C 細かな部分が、よくわからなかった。

D 鍵を渡したという事実は否定できず、その後なにもありえないという事はありえない。犯人が入ってきてもその後ゴルフに行くなど不可解な点が多い

E 共同謀議の検証。

F (回答なし)

G 罪の重さは本人自身が一番良く解っている事と思いますが、真実を隠すが為に裁判というものが実施されるということが悲しいです。裁く者、裁かれる者がかたよらない中同の決定を望みたいものです。ここの生活態度が問われるところです。

H 計画の実効性(日時、方法等)に多少疑問はある。

I 2人の殺人の証言の方が信用がある

J 「やっちゃわない」

評 B

R1 犯行の動機等に弱さがあり、三枝の動機、行動と相俟って犯罪共同体が構成されたと認められる。それ故に三枝との間の責任の比重が問題となる。検察官立証の基本となっている被告人首謀説は証明されていないとみる。

R2 被告人の行動を全体としてみると、三枝の殺害を実行するほうへ導いており、動機もある(三枝より弱い)。個々の行為についての説明が不合理かつあいまい。

R3 鍵の点がどうしても説明がつかないが、三枝及び検察のストーリーは動機犯行日時決定過程の点で不自然さ否めない。三枝の引っぱり込みの可能性。三枝が勝手に共謀あると思込みないしは利用して実行した可能性も否定できない。

A 日時、場所の明確な殺害計画を持った人間に合鍵を渡し、合図の話にまで加わっていることは被告人に殺害の動機があり、消極的とはいえ殺害に加わったと言えるため。

B 消極的ではあるけれど鍵をわたしたり、合図を決めたりしている

C (回答なし)

D 有罪が十分に立証できているとは、言い切れないのですが、前後判断、鍵渡し、無通報の点から有罪といたしました。主犯ではないと思われませんが、共犯という点から、結論を出しました。